

松前町は健全財政を維持

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全といえます。

次の表のとおり、松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、エローカードに当たる早期健全化団体（公営企業については経営健全化団体）及びレッドカードに当

○ 健全化を判断する比率 (単位：%)

指標	松前町	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	△ 6.4	14.5	20.0	3億7,497万9千円の黒字
連結実質赤字比率	△18.8	19.5	40.0	11億694万6千円の黒字
実質公債費比率	13.8	25.0	35.0	
将来負担比率	129.6	350.0		

※ 実質収支と連結実質収支は黒字のため△で表示されます。
 「実質赤字比率」……一般会計に対する赤字の割合
 「連結実質赤字比率」…全会計に占める赤字（又は資金の不足額）の割合
 「実質公債費比率」……収入に占める借金返済額の割合
 「将来負担比率」……将来にわたる実質的な負債の割合

○ 資金不足の比率 (単位：%)

区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	

※ 事業の規模に対する資金不足額が無い場合、資金不足比率はありません。
 「資金不足比率」…公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すもの

たる財政再生団体には該当しませ

ん。
 このように健全な松前町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありませ

問 企画財政課財政係

☎ 985-4101

西高柳地区地籍調査の一部変更について

7月号広報まさきで、平成20年度地籍調査実施地区を西高柳地区全域として掲載していましたが、平成20年度と平成21年度の2か年にわけて実施することになりました。（平成20年度実施箇所は図面の灰色部分、平成21年度は図面のオレンジ色部分）西高柳地区の土地を所有されている皆さんには、ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解のうえご協力をお願いします。

問 産業課国土調査係

☎ 985-4127

地籍調査実施計画図（西高柳地区）

